

苫小牧市民自治推進会議（平成25年度第1回）（概要）

- 1 開催日時 平成25年5月30日（木）午後6時30分～午後8時50分
- 2 開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
- 3 出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、川島委員、竹谷委員、谷岡委員、
福井委員、水口委員
欠席委員 家守委員
事務局 総合政策部長（佐々木）、市民自治推進課長（松岡）、
市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進課（今村）
- 4 報道機関 北海道新聞社記者、苫小牧民報社記者
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議資料 別添のとおり
- 7 会議概要

総合政策部長から委員に委嘱状が交付された。

総合政策部長挨拶の後、事務局の紹介がされた。

会長には高野委員が、副会長には佐藤委員がそれぞれ選出された。

- (1) 本会議の目的、所掌事項、会議規則等について

《事務局説明》

委員から、特に異論はなかった。

- (2) 会議及び会議録の取扱いについて

《事務局説明》

委員から、特に異論はなかった。

- (3) 苫小牧市自治基本条例及び苫小牧市市民参加条例の概要について

《事務局説明》

●川島委員 まちづくりの基本原則で、①情報共有の原則、②市民参加の原則、③協働の原則の3つがあり、①②は条例があるとのことであるが、③協働の原則に関して、現在、苫小牧市は、着手、検討しているのか。

○事務局（今村） 条例を作るということではないが、市民協働ガイドラインを作るということで、取組を進めているところ。

- (4) 市民自治の取組状況（平成24年度）について

《事務局説明》

●高野会長 2の市民からの意見募集で、意見提出件数があるかと思うが、これは、多分、同

一人が何個も意見を言っているというのがカウントされた数字であるのか、それとも、単純に128件なら128人の人が意見を言っていると考えなのか。

○事務局（中村） 1人につき1件しか意見を提出することができないということではなく、当然、1人で複数件ということもある。例えば57件という数字があるが、57人ではない。人によっては1人で結構出される方もいる。

●高野会長 そうなると、意見の件数としては128件とか57件とか、これを見ると多いと思うが、下の方に例えば「何人」とかという人数カウントも今後入れて欲しい。

例えば、2件とかそれくらいだと、本当に1人しか発言していないという可能性も考えられる。その手続が本当にこれで良かったのかも考えなければならない話につながる。平成25年度は、下に人数カウントを入れると、分かりやすい。

ホームページに公開されているパブリックコメントを見ると、何件と書いてある担当課もある。件数だけだと本当にどれくらいの人数が参加しているのかがよく分からない。次年度以降の調査でお願いしたい。

●川島委員 市民からの意見募集について、意見の提出の数という点で、例えば128件あったとか、6件あったとか、57件あったとか、0件であったとか。私たちはこれをどういう形で考えていったらいいのか。例えばパブリックコメントの数を期待して、たくさん集まるように、例えば、情報公開の在り方を改めていく必要があるというような認識なのか、あくまで「0は0ですね。」だけで終わってしまうものなのか。どのようにこれを判断したらいいのかというのが、よく分からない。

○事務局（中村） 今回の報告については、昨年度、実際に行われた取組について、各課の照会により一覧として明示することに最大の目的があったと考えている。意見の数は、当然、案件によって変わってくるが、「意見が出ないのには何か理由があるのか。」とか、そういったことを今後考えていく中で、「何か良い方法がないのか。」とか。

意見が出されることが良いという考え方に立てば、そのための方策はあるのかということを考えていくのが、この会議の所掌の一つではないかと考えている。

パブリックコメントについては、意見件数が多くないことで、全く関心がなかったと一律に言えるかどうか、なかなか難しいところがある。難しいものに関しては意見が出ないということもある。そういった中で、0件という事例が多い。

●川島委員 ある案件に対しては市民一般からの意見提出はないのだけでも、各町内会に説明に行っていて、そういった情報が周知徹底されている場合もあると思う。家庭ゴミの有料化は7月からということで、積極的に各町内会で広報されている。よく分かっているものについては、あまり意見が出てこないとか、そういうばらつきは出るとは思う。

といいながら、パブリックコメントというのは、多くの方から求めようとするものなのかどうなのか。案件によって違うのだろうが、スタンスはどうなのか。その辺りがよく分からない。

●佐藤副会長 実は前回もこの話が出て、今までのパブリックコメントは、非常に難しいというか、読んでもよくわけが分からない。わけが分からない出し方をしているところが多いので、その辺りをどう改善するのかというのが議論としてあった。

もう一つは、色々な評決をするときって、「3分の2」とか「3分の1」とかがなければ成立しない。「パブリックコメントが20ないと駄目だ。」とか、「あってもなくてもこんなものはいいいんだ。」とか、そこの決め方だと思う。だから、最低、パブリックコメントで意見が50ないと期間を伸ばしたり、決定期間を伸ばしたり、点数や分配などがあったり。

パブリックコメントのウェイトについて、役所がどう考えるのか。「あってもなくても成立するんだ。」というのと、「最低30ないとポイントが下がるんだ。」とか、そこなのではないか。どうしてもポイントを取らなければならないとすると、担当課は、いかに市民にアピールするかを考えるのだろうし、あってもなくてもよければ、それなりの結果になる。

その考え方が、今、川島先生が言われたような形に結びつくんじゃないのかと思う。大きな課題ではある。

●竹谷委員 意見提出で、0というのがありますが、極端な話、これについては、来年度も継続して同じような課題が出てきたときに、同じようにやっていくのかどうなのか。パブリックコメントをやっていくに当たって、要は、今回、駄目だったから、何か趣向を変えてパブリックコメントを求めようとか、そういうことをやっていくのかどうか。それともまた、同じようにやって、最終的に0で落ち着いて「ああ、良かったな。」って終わるのかどうなのかということ。やはり、同じことをやっても意見が来ないのであれば、違うことを何か作戦を変えてやらないと0のままだと思う。0をいかにして1でも2でも増やす努力を行政の方でやるべきなのかというのが課題だと思う。

○事務局（松岡） パブリックコメントの場合、本当に0が駄目なのかというのがある。

パブリックコメントは、これを行う前に説明会のような直接対面した場面において意見を言う機会の他に、多くのそういった場面に出られない方にも意見を出せるツールとして設けられている手段でもある。事案によっては、「これなら、全然やらなくてもいいのでは。」というようなものもあるし、「これは、やらなければならない。」というのも感覚としてある。

パブリックコメントの対象としては二通りあり、規則なんかを変えるときにも行政手続条例によりパブリックコメントを行うし、もっと大きな重要な政策決定をする中で、最終的に、直接、市民と向き合った意見交換会をした後に、そういう場面に来られなかった方たちの意見を出せる場として行うものもある。

パブリックコメントは、広く意見が言われているが、そういう場面にも使われるツールとして、本当に0の場合も多いし、去年の「はなぞの幼稚園」の問題であるとか、やはり反対意見の多いものや廃止したくないというものの意見が広く出る。これは、どの場面でも同じで、住民説明会でも出されるし、パブリックコメントの場合でも出される。同じ人でも、その場に行けなかった人でも意見を出せる場面である。

数十件の提出意見があれば、パブリックコメントして良かったといえるかということ、反対意

見の多い事案であれば、かなり集まる。ただ、「これは、問題がない。」と思う人がいたときには、それは0のまま。パブリックコメントをしたときに、反対の方は意見を言うけれど「これで役所のやり方としてはいい。」という人が、果たしてパブリックコメントを出すかということもある。0が果たしていいか悪いか、そういうのがある。

ホームページにアクセスし、「これならいいな。」と思ったから意見がこなかったという評価もあるかと思うが、この判断というのは本当に難しいと思う。

パブリックコメントについては、基本的にはホームページでやっていて、インターネット環境以外の方法もあることから、今回の調査でどういう手段を採っているのかということで、ここに周知方法として特に詳しく調べた。担当課がパブリックコメントや市民説明を行う時に、どういう周知、皆さんに分かるような方法でやっているのか、また、やっていることを知らなかったということになるのか、あるいは、見たけれども特別に意見を出すということに至らなかったのか、ということで周知方法を細かく調査した。ホームページや広報で周知するとか。

その他に、どこかの会合の場面で、興味があるようなところで、「こういうことをやっていますよ。」と言うことにより、それに関連したような団体の場面に行くことも必要であると考えている。実際に、そういうことで動いたところもありました。そういう興味を持った方の場面でやると意見をもらえる、パブリックコメントを出してくる。意見を出したい人が出す、そこでやっていることを分かって出すということもあるので。

私たちは、市民自治推進課として進めるときに、周知方法、「意見を出せる場がある」ということを周知する方法に力を入れたいと思っている。それで皆さんには、「こういう中でもこういう方法があるんじゃないの。」ということで、そういう場面の意見も見出せたら、そういう意見もいただいた中で、それぞれ庁内にもそういう周知の方法があるということ、新しい方法があれば、広めたいということで思っている。

本当にそれが0なのか、0がどうなのかというところは、パブリックコメントの場合は非常に難しい問題がある。やはり、賛成の場合はなかなか意見として出されないし、中にはパブリックコメントの中に賛成意見もあるが、ほぼ、反対の方が意見を出す場になっている。どういう意見が多かったかという、まず反対意見を表明できる場ということになっているのが実態である。

●高野会長 前年度の会議の中でも議論になったのは、意見が0であっても、10であっても、それは市民の意見ということで問題はないと思う。

パブリックコメントのかけ方、説明の仕方については、本当に分かりやすく書いている担当課と、明らかにこれは意見を募集するつもりはないけれども、どうしても制度上こういう条例があるから「制度上やりましょう。」というところとがある。明らかに書いている内容が専門用語過ぎて分からない、なじまないという言い方になるのではないか。そういうところも沢山あると思う。パブリックコメントのかけ方については、前年度から言っているような、何かフォームのようなものを作って、それに当てはめて、すぐにできるようなシステムづくりは、今後、必要なんじゃないかなとは、前年度からの意見として出ている。

今回、細かく意見募集の周知方法について、事務局の方で調べているが、「広報メモにより報道機関に周知」と書いてあるところは、比較的件数が集まりやすいのかなと感じる。広報メ

モによる報道機関への周知というのは、どんなようなものをマスメディアに提示しているのか。これは何かフォームみたいのがあるのか。

○事務局（松岡） 広報メモのフォームがある。報道機関がその内容を記事にするかどうかは報道機関の判断である。「このようなことをします。」ということを広報メモとして、市役所内の記者クラブに提出する。新聞に掲載するかどうかは報道機関の判断であるが、パブリックコメントの関係は掲載されているケースが大半である。

●高野会長 報道機関に依頼すれば、かなりの確率で記事にされるのであれば、今年度も多数のパブリックコメントをかける機会があると思うので、必ずそれを載せることによって、意見が増えるのか減るのかという調査的なメルクマールみたいなのを一つ作って、今後どういう意見が出され、どういうのを載せたら本当に意見が多かった、とか、それとは別に、事案がやっぱり市民になじまない事案だったので意見が少なかった、といった結論になるのか。中長期的な部分もちょっと見ていかなければならないので。その辺もどういったものが絡んでいるのか、そういう話がこれまでは全然、出てこなかったの、こう見ると、どうやら多いような気がする。

○事務局（松岡） 広報メモについては、実際には提出しているけれども、今回の調査では、書かれていない場合もあるかもしれない。ただ、多くの場合に、パブリックコメントの募集について記事として載っているということは、広報メモとして出されなくても、各課のホームページなどで、新聞記事としてはほとんど載せられていると思う。

パブリックコメントの募集について、全部、広報メモを提出しているかどうかという、規則を若干変える程度の行政手続条例によるものについても報道機関に持っていくのかどうかという問題もある。そこまでは、運用の中でも言うてはいない。

○事務局（中村） 広報メモというのは、記者クラブへの情報提供であり、それを載せるかどうかの判断は、当然、各社に委ねられるという問題がある。そのため、広報メモにより周知するように指導することが難しい。ただ、事実として広報メモにより記事になる確率が高いとすれば、そういう中での周知も、手法として各課が考えているということ。

例えば、広報とまこまいに掲載しようと思ったが、喫緊に説明会を開催しなければならないとか、そういうような事情の中で、広報メモを出すことによって記事になるとすればありがたいということで出されている、そういうような位置付けになるかと思う。

●福井委員 市民参加条例が制定されてから5年目であるが、最初の頃のパブリックコメントは、実際にPDFや資料を配るとかそういうのが全くなく、ホームページで行われていた。その頃から考えると、市民参加については、今は大分変わってきたと思う。

市民参加をさせるといのは、お金もかかるし時間もかかる。行政としては面倒くさいことをやらされるという認識があったと思う。ですから、私たち、市長の諮問機関であれば、そういった意見の数があれば、ある程度、市民には広く門戸を開いているんだということで、役所

はちゃんとやっていますよということだった。

だから、最初の頃は、そういう冷たい文書というか、一般の人が見ても全く分からなくても「資料を出しているじゃないか。」「結局、意見が来ないんじゃないか。」、まあ、そんなところから、実際はスタートしている。それがどんどん、「ちゃんと周知しなければならない。」とか、この会議でも当然、「これは内容が分かりませんよ。」とかいうのが出てきた。

何年か前に実際、学校給食のことに関しては、小中学校を通じて保護者に意見書を配布したというのがあった。5、6年前だったと思うが、学校の再編成とか、そういうものが教育委員会から出た時に、実際、その時に私はPTA会長をやっていたが、全く、その情報が市から来なかった。PTA会長が集まった会議で、「実は、こんなことがありまして、皆さんからの意見がありませんでした。」という報告が、教育委員会からあった。その時に、みんな、「何でこういう意見の募集があるんだったら、もっと事前に言ってくれないんだ。」というのが、実際にあった。そういうのを踏まえながら、やはり、「意見を聴こう。」という考えが広がり、どんどん役所の方も目覚めてきて、今こういう形になってきていると。ですから、これは、ちゃんと進んできているのかなと思う。

私たち市長の諮問機関としては、「行政はちゃんとやっていますね。」という判断しかできないのですけども。そこから一步踏み込んで、パブリックコメントの内容まで自分たちで検証して、これでいいのかどうなのかというところまでの段階には、まだ、いっていない。今回の資料をざっと見ても、色々なところにパブリックコメントに関する資料が置いてあるので、間違いなく最初の頃と比べると増えているので、努力されているのはそうなんだと思う。果たして、それが、「ポイントが合っているかどうか。」ということもあるので、それを今後、「こういうふうにしたらいいい。」だとかという提言をしていくべきなのかなと思う。見方としては、「まあ、随分頑張っているな。」という見方しかないかなと、そんなふうにする。

○事務局（松岡） 自治基本条例が施行されて7年目。市民参加条例による市民参加手続、パブリックコメントの仕組みについては、市民参加条例の施行が平成21年であり、4年が経過した。その前からも、パブリックコメントというのは、元々大きな決定をするときには、既にやっていたことではあるが、それをきっちり制度化したのが市民参加条例である。これをやるときには、スケジュール立ててやらないとならない。説明会もしなければならぬし、審議会やパブリックコメントの期間をきっちり確保するためには、大きな条例や計画を立てるためには、かなりのスケジュールを事前に確保しなければクリアできないという説明を当初からしている。ただ、説明をしても、毎回、同じ部署で、計画作りや条例作りがあるわけではないので、色んな時期、色んな場面で手続が発生するという。そういう意味から、庁内周知も常にやっていたかなければならない。

パブリックコメントや市民参加条例については、職員の間にも浸透してきているので、その意識というのは4年を経た中でかなり進んできた。完璧ではないにしても進んできたということと言えるかと思う。

市民自治推進課が発足したのと同時に市民参加条例が施行されたということで、かなり意識は高まってきている。相談も多いし、庁内における意識はあると思うが、本当により良い方法を探していく中で、新しい方法がなかなか見つからない中で、どう進めていくかということが

課題だと思っている。新しい意見をどんどんいただければと思う。

●佐藤副会長 役所がこのように集めて会議をする機会というのは、そう回数はないんです。我々が勉強会というような形で今後検討するとすれば、例えば、役所が沢山出しているパブリックコメントの募集があるが、それをいくつかピックアップして、わけの分からないコメントや非常に分かりやすいものとか、それをみんなで話し合うというのも一つの方法かと思う。「これは、別に、市民に意見の募集が出されても、関心が当然ないよね。」とか、「1,000人が見ても1人か2人しか関心持たないね。」というのものもあるんだと思う。

でも、関心はあっても、「これを読んででも何を求めているのか分からない。」というのものもあるのだと思う。今回の図書館の事例のように、かなり市民の関心があるのだけれども、図書館のパブリックコメントが実際にいくつ出ているかというのと、そんなに出ていない。だから、このような会議、役所の定期的な会議じゃなくて、以前、福井さんがやってくれていた勉強会の形でやっていくと、それはすごく面白いし、提案もできる。

限られた会議の回数だけだと、なかなか思うようなことが実はできなくて、任期がすぐ終わってしまうので。その辺りで、ざっくりばらんに皆さんが今回の私たちの2年間の中で何をやるかというのを決めると、面白いことができると思う。

●福井委員 前に市民自治推進課ができて、僕たちとしては、まちづくりのことを何でも相談できる課ができたと思った。プラス、色んな部署でパブリックコメントをやるときに、ここがフィルターになると思っていた。ですから、わけの分からないパブリックコメントが出たら、市民自治推進課が「これじゃあ、市民は分かりませんよ。」と突き返してくれるのかなと思った。やはりそうではなくて、やっぱり、他の部署と同じ横並びということで、そこまでは要求できなかったんですね。そこができれば、かなりいい制度になるのかなと思うんですが。そういう力を市民自治推進課に与えるべく何かできるといいなと思うんですけども。それでいくと、先程の、パブリックコメントを出すべきか出さないべきかということも、「実際、市民にこれ聞かれても困るね。」というようなパブリックコメントが半分以上あると思う。それに対しては意見も言いようがない。フェイスブックみたいに「いいね！」と返すわけにもいかないですから。

そうなるとやっぱり、0件とかがどうしても増えていく。沢山100件を超える意見があるところが何個も増えていくことを今は重視して。「これは、こういうことをやったから件数が増えたんだな。」というように。

過去の検証をしたら、「これじゃあ、意見が出ないな。」というのは文章を読んだだけできつと理解できると思う。今後、そうならないように、市民自治推進課の方では「それはやっぱり越権行為になるのだ。」とかいうことであれば、ここでそういう企画を出して、フィルターになるようなものを私達で考えて出すというのも一つの手だと思う。

●青山委員 ホームページによる周知のところを見ているが、パブリックコメントの記載されているホームページの閲覧数というのは、アクセス数として、データを持っているのか。

○事務局（中村） 昨年度、一時期、サンプル調査をしたことがあるが、平常時において各課全てをチェックする体制が難しく、数字としてお示しできるものはない。昨年のサンプル調査を進めるに当たり、情報推進課からは、費用面、技術面などでクリアしなければならない課題があるとのことであった。

昨年度の調査では、総合計画の改訂についてのパブリックコメントの閲覧件数、カウンターを付けての数値の把握をしたが、一定程度のアクセス数はあるという判断をした。

●青山委員 質問をしたのは、結局、見てもらわないと意味がないというところで、どれだけページにアクセスがあるかということが分からないと、多分、これが果たして効果的かどうかという検証がされないと思う。数値として把握することが必要であると思う。

意見の形式は、メールと書簡とどちらが多いのか。

○事務局（中村） 基本的には書簡の方が多いかと思う。ただ、電子メールでの提出はできるので、電子メールによる添付ファイルということもある。

●青山委員 フェイスブックの「いいね！」の話ではないが、機能として「賛成」とか「反対」とかの票を採れる機能もある。市はフェイスブックを導入しているが、これを上手く活用できれば、コメントを入れなくても意見の表明はできる。正直なところ、市民は面倒なだけなのだと思う。市民の「面倒くさい。」というハードルを下げたツールのとして、「いいね！」とか「賛成」とか「反対」とか、「意見を言う。」みたいなところがあれば、またちょっと反応としては変わってくると感じている。

●川島委員 なかなか面白いと思う。簡単で。記述はめんどろだけけれど、全体的にこれに賛成とかいうくらいであったら。

●青山委員 賛成票が多いと、コメントってないと思うんですね。そこは、要は測定だと思う。その部分を数値として持っていないと、本当に効果があるかどうか分からないという単純な発想である。

●福井委員 いいですよ。それで、評価、一定の評価を得られる。

●竹谷委員 極端な話、はなぞの幼稚園の存廃に対しては128件、ほとんど反対意見だという事務局の説明であったが、もしかしたら、賛成の人もいるかもしれない。賛成の人もいるということでは、それはいいと思う。

●青山委員 それで決めるのではなくて、一応、指標としてデータとして見られるということ。

○事務局（松岡） フェイスブックは、今のところそういう活用はしていない。今、若い人たちとかはフェイスブックの活用をし、友達同士の広がりを使っている人が多い。情報の提供と

しては、新しい方法として今始めたばかりであり、まだ、そういうところへの利用にまではいかないだろうと思う。

今の賛否のことで言えば、パブリックコメントを賛否を問うものとするかどうかということが一つあるかと思う。通常、パブリックコメントは賛否を問うものではなくて、これについて意見をいただける場としての扱いである。それが、「賛成ですか、反対ですか。」ということとなると、パブリックコメント自体で出た数字により、「これが賛成が多いから、少ないから、全体的にどうなんだ。」ということも、なかなか判断は難しいと思う。

●青山委員 その中で、コメントもらうことはできる。あくまでも指標なので。後は、その中で、いかに簡単にコメントができるかというのが多分ポイントだと思う。多分、書簡で出すとなると、かなりハードルが高い。よっぽど興味があっても、「面倒くさいからいいや。」と多分なってしまうと思う。それを簡単にコメントができれば、ひょっとしたら、そこに、素晴らしいアイデアがあるかもしれないと思う。

(5) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成24年度）について
《事務局説明》

●川島委員 資料の中で、「市民に対する担当課からの説明、対応等」という欄があるが、これは、文書でコメントしているのか、それとも口頭での回答なのか。

○事務局（中村） 文書で出されたものについては、基本的には文書で回答している形かと思う。パブリックコメントで出された提出意見については、それぞれのパブリックコメントの回答ということで、これはホームページ等で公開をしており、その字面がそのまま載っているということになる。説明会の場で回答したものは、市民自治推進課が説明会の全てを掌握しているものではないため、一部、口頭で回答しているものもあると思う。口頭で回答しているのは、はなぞの幼稚園の説明会の部分かと思うが、これについては会議録などがホームページで公開されており、そちらの発言からの回答ということになる。

例えば、電話等による質問があり、軽微なものであれば、当然、担当課ではその場で回答して、その流れでいくものがあるため、そういうもの全てを日々拾えているのかというと、拾えていない部分もあるかと思う。

●竹谷委員 はなぞの幼稚園とか行政改革プランについてのパブリックコメントについて、「趣旨とか言っている内容とかがどうだ。」とか、「反映されるのかどうか。」だとか、色々出ている。ここのところは、特に、はなぞの幼稚園の場合は存廃に関わることであり、結構、すごい意見が出ているのかなという感じがした。やっぱり、パブリックコメントをいかに意見を出していくか、適時に出していくかというのが今後の課題だと思うのですよ、その担当課で。

極端な話、1か月で締め切り、それから何日くらいで結果を出すのかということなのですが、それからまた担当課で話し合っ、1か月も2か月も経ってから公表されるものなのか、大体どれくらいの期間で出ているのか、パブリックコメントの終了から。

○事務局（中村） 基本的には、集約が整ってから公表されるので、一般的には1か月以内には出てくると思う。ただ、規定上は、最終的に、政策を公表するときまでに出されることとなる。政策を決定し、それを公表するのがいつなのかというのは、例えば、それが条例改正に関わる案件であれば条例を市議会に提案するまでに、また、それを計画として発表するとか冊子として配るとかというようなものであれば、そのようなものができる前までに公表をする形になろうかと思う。

ただ、パブリックコメントが終了してから公表までの期間が長い場合もあるので、そういう場合には、パブリックコメントをしたが、3か月待って回答を出すのかということ、そういう形にはならないと思う。その場合は、結果について、一定程度の集約が済んだ段階で公表するのが一般的である。

●竹谷委員 「パブリックコメントをいただきましたが、何日までに回答します。」というのは、ホームページとかで何か告知はできないのか。

○事務局（中村） パブリックコメントで寄せられた意見についての内部検討等をどのように考えるのかということかと思う。市民参加条例では、何日以内というような規定ではなく、当該政策を公表する時までに公表するというような規定である。ですから、パブリックコメントの実施と政策の決定という公表との間に、大きなタイムラグがあるとして、そのような時期にパブリックコメント等を行うということを制度は一般的に想定していないということかと思う。

●高野会長 1か月程度。30日と一応決まっていますので、多分、通常はこれに沿ってやっているのだと思う。ただ、パブリックコメントをする期間が短い可能性もあるんじゃないかなという意見も含めてであるが、パブリックコメントがあまりいいタイミングでなされていないんじゃないかなという雰囲気は、この資料の中から何となく浮かび上がってくる問題ではないのかなと思う。パブリックコメントの発表方法の問題であるとか、意見の募集期間を延ばして欲しいとか、広報紙に載せなかった理由は何なのか、はなぞの幼稚園の話が結構多いと思うんですが、パブリックコメントを知ったのが1か月切ってからだったとかが結構出ているので。

タイミングがあまり良くないのかなという雰囲気は、この資料から分かるのですけれども。これに対して市民自治推進課としては、別にルールが決まっていて、こういう段取りの時にやってくださいとかいうふうに他の課に指導したりしているというわけではないということでもよろしいのか。

○事務局（中村） 事案に応じて相談を受けることとなる。当然、市民参加条例を包括的に所管する課でもあるので、そういう意味では、手続について相談を受ける場合もある。

ただ、ケースによっては、そういう相談がない中で、どんどん進んでしまうものであったり、相談はしたが、なかなか手続的にはうまくいかないケースであるとか、実務上においては、本来のあるべき形により実施できないことも実態としてあるのかと思う。

●高野会長 はなぞの幼稚園であるとか、総合計画、行革に関しては、かなり中長期的な視点からやっている政策かと思う。だとすれば、もうちょっとタイミングが調整できたのではないか。例えば、震災がれきの受入れのような話は、どうしても喫緊に行う話になってくると思うので、やはり、すぐに対応できないというのは何となく行政側の考えとしても分かるが、総合計画の見直しの時期は年度で決まっているので、そういった場合にパブリックコメントを実施するなり、説明会をするというのであれば、もっと早い段階でできなかったのかなというのは、何となく資料を見ると、意見としては結構述べている市民の方がいるのかなと何となく分かるので。

その辺りの話については、ある程度、ルールづくりを今後すべきなのではないのかな。どういうタイミングで必ず一度やる。何度もできるものではないというのは、多分、間違いない。予算の都合、人員の都合というのは分かりますが。やはり適切なタイミングの時にしないと、せっかく意見を述べたいと思っても、「このタイミングでは意見することないよね。」というのが、パブリックコメントの中には結構あったので。そういうことは、今後避けるべきなのかな。

やはり、意見を出しやすい環境づくりに、今後、我々がそれを言うべきなのか、行政側で自ら市民の目線に立って考えた時に、「それが必要だったんだな。」っていうふうに考えてもらうのかっていうのは、話としてはこれから考えなければならない。そういった部分について、今後、検討しなければならないのかなというのが、今回資料の中で思ったことである。

○事務局（中村） 今年度、初めてこういう要望調査ということで、全庁的に集約した1年目の取組である。当然、意見が出されているということを踏まえ、今後、検討していかなければならないと考えている。

例えば、効果的な方法であるとか、より良い方策が見つかりそうだとか、そういうものがあれば、御意見としていただければと思う。なかなか、一夕一朝にいかないというのも多々あるうかと思う。取組の中で適切な方法というのは、考えていかなければならない。

パブリックコメントで出される意見というのは、基本的に賛成意見を述べてくる場合はレアケースで、その案件に反対をしているとか、問題であるという人の意見が出てくる。これは、パブリックコメント制度の性質であるところでもある。行政側が素案を出し、それを変えたいと思うから市民がパブリックコメントとして意見を出してくる。そういうことを考えた時に、そういう中で出てくる意見というのは、やはり賛成するものは出てこないという中で、今回の調査結果だということも、踏まえていただければと思う。そういう中で、こういう意見が出ているというところで、今後どのように進めていくのが適切なのかというところも検討していただければと思う。

●佐藤副会長 そのとおりだと思う。賛成する人は、賛成とわざわざ言わない。ただ、パブリックコメントの出し方に、賛成でも、ちょっと付け加えとか工夫が必要。

今、ここに出ている事例は、ほとんどがパブリックコメント手続に慣れている課ですよ。だけど、極端な話、水道とか土木とか、そういう部署のパブリックコメントの出し方は、あんまり細かくない。だから、役所の中でも、非常にパブリックコメントの取り扱いに慣れている

所と慣れていないところとの差なんだろうと思う。苫小牧市の中で、あまりその差ができないようにすることを目的にした方がいい。

確かにパブリックコメントは、反対の人が9割以上だと思う。そこも、求め方だとすると、飽くまでも反対だけじゃなくて、「賛成です。」という書き方でも結構ですとか、説明書ではないが、ちょっと書くだけで変わってくる。「ああ、そうか、反対だけじゃなくて賛成でもいいなら、私も「賛成」って書くかな。」と。そういう、先ほど言われたような、ちょっとした気遣いなんだろうと思う。

だから、元に戻ると、パブリックコメントを多く求めたいのか、「いや、あんまり。それはもう、あってもなくてもいいか。」ということなのか、少しスタートラインからちょっとやっついていかないとならない。なかなかこれは、どこの地方自治体も悩んでいることだとは思う。

●谷岡委員 本来、パブリックコメントというのは、行政の発想ができないところを市民の目線で少しでも改良をするということが、本来の役割だと思う。だから、色々な御意見が、それを言いやすいような形でなされているのだと思う。

まだ、時間が浅いから、市民にも周知をしていないので、段々、時間とともに、僕は、これは解決していくのではないかなと思う。だから、色々な取組の中で、行政がこういうものを、「新しい政策を示したよ。」ということなのだと思う。そうした場合、当然、そういうときに「自分らの意見も言って、少しでもそれを改良してもらおうんだ。」とか、そういうようなことが段々と市民に根付いていくというか、そういう形になっていくと思う。

それで、今は一つの過程であると思う。だから、特に関心のある人が意見を言うので、どうしても反対意見が多くなっていくというの、これもやっぱり仕方のない一つの道でないのかなと思う。

●川島委員 この資料は、今後、公表されるのか。

○事務局（中村） 調査をして会議で公開される、こういった会議の中で、議論がされるということが、庁内的にも認知されなければならないと考えている。日々、各課から相談を受ける中でも、「こういう意見が出てきているので、やり方はどうでしょうか。」とか、そういった指導の中でも具体的に改善していけるよう、つなげていきたい。

会議の資料は、基本的にはホームページ上で公開されることとなる。会議資料についても当然、市民自治推進会議の資料として公表される。市民の目にも、当然、触れる形になる。そういった中で、こういう意見が出されてこのような対応をしたと、それが公開されていることが重要なのではないかな。

●高野会長 この資料は、担当課がやっているパブリックコメントの結果に載っているようなもの。回答とってホームページに載ったのをまとめたという趣旨かなと思う。

意見を出す人は、ある程度、興味、関心がある方がほとんどだと思う。逆に自分の意見が載っていないと言って不満を言う人の方が多いのではないかな。「自分の意見はこうだ。」「私の意見がこうだった。」というので、逆に「載っていないんじゃないか。」って言うてる可

能性もあるかと思う。

●福井委員 市民参加は、行政の行う全ての段階、調査、分析、企画立案、実行、評価といった全ての段階で参加することを保障したものではなかったか。

○事務局（中村） 全ての段階における市民参加というところ、そこは難しいところ。市民参加条例は、政策の立案とか評価の過程であるとか、そういった過程における公正を確保することを目的としており、その意味では、一般的には、市の事業として行われている様々な分野に参加をする余地はあると思う。一方で、市民参加条例では、市民参加手続の対象となる事項を定めているおり、その中に当てはまるものかどうかということかと思う。

ただ、市民参加手続については、市民参加条例の中で「このことについては、手続が必須ですよ。」ということを決めているに過ぎないので、「市民参加条例で義務付けられていないものは、一切、市民参加手続のようなことをしたら駄目です。」とか、各担当課が市民からの意見を聞いたり説明会をしようと考えた時に、「それは、したらだめですよ。」という何物もないわけである。ですから、それは、行政側がそういう場面を設定すれば、参加できるという形になる。

ただ、そういう場面を設定するのは、あくまでも行政側であるという問題があるので、行政側がそういう場を設定しなければ、そこは制約を受けてしまう。参加することができないというところ。

●福井委員 回答で気になったのは、「パブリックコメントは、賛否を問うものではない。」というのは、もちろん、意見をもらうということであるため分かるのだけれども、その前段階での、例えばパブリックコメントが行われる前に審議会などで、賛否を問うような審議会を作ることにはできないのかという意見があった時に、それについては、もう、すっぱり切られているような回答になっているんですね。

それは、ちょっと理由付けとして、「そういうものではない。」みたいな理由では、市民は普通は納得がいかないと思うので、この人は、その後どうしたのかなというのちょっと気になる場所なんですけども。

実際に、そういう回答、もしくは、誰が見てもこの回答はないよねという回答が出た場合というのは、行政の方ではどんなことで考えられるのか。

○事務局（中村） 前提として、全てのあらゆる事案の中で市民参加手続を行うことが、現実的に可能であるかという問題を一つ考えなければならぬ。もう一つは、市民参加制度を考えた時に、議会制民主主義という間接民主制の中での制度としてそれが位置付けられていて、間接民主制を原則としながらも、それだけでは意見が十分集約できないというような部分で、直接民主的な手法としての市民参加というものが位置付けられ、そういう手法についても必要だという機運が高まり、このような条例が制定されてきたものと思う。

現状として、最終的に、市民からの意見を踏まえてどこが決定をするのかという問題があるかと思う。それは、最終的には市になるので、パブリックコメントにおいて市民の大多数から

反対の意見、政策形成手続で反対の意見が出されたとしても、理論上は、市がそれを決定することとなる。これは、現状の地方自治制度における市民参加の限界でもあるところ。

ただ、それは、最終的にそういう政策決定をした時には、市長が選挙により審判を問われることとなったり、リコール制度のようなものの中で整理をされるというところはある。ただ、そのような制度があることを理由として、市民側による直接民主的な市民参加の手法を一切しなくてもよいという理由にはならない。そのため、当然、これについては、進めていかなければならない大切なことである。それをどのタイミングで、どのような形でやっていくのかというところの全てについて、市民側が決定できないというのが現状だと思う。

●福井委員 市民側に決定権がないのも分かる。最終的には議会で審議され、可決ということになると、これで納得しない市民は、最終的には議会の方に持っていくという方法が残っているといえ残っているのだ。

こういう情報が、2か月前、3か月前ですか。父兄説明会があったのが3か月前ですよ、その情報が公開されたということがまず重要で、それはいいことなんですけれども、こうゆう回答になったときに、スパッと切るんじゃなくて、「これで納得しないんなら、議会への陳情という方法もありますよ。」とか、ちょっと、アドバイスみたいなのがあると、優しいかな。

又は、納得できない意見に対して、もう一度、返すようなことができないですよ。実際は、1か月も後に返事がきて、それにもう一回質問するというのができないということであれば、何か、先ほど言った、回答をせめて1週間以内に回答するだとかいうことにしなければ、本当に聞きっぱなし、「ガス抜き」になってしまうのかなという気がする。

●谷岡委員 それは、仕方ないのではないか。それが、一つの行政の限界である。

今だと、それでも、少なくとも10年、20年前とは違って、これだけパソコンが発達したから、例えば、「どこの自治体がこういうことをやっている。」とか、そんなのが全部、今は情報として各人が知ることができるわけである。だから、少なくとも僕の経験からすると、10年前だと、各自治体が「こういうものについて教えていただきたい。」といっても、絶対教えてくれなかった。今だと、皆さんがホームページで先を競って色々なことを出している。例えば、極端なことを言うならば、開発行為とかそういうようなことに対しても、例えば、「市街化調整区域に建物を作れない。」とか、「そういうものについても、これはこういう条件であれば建物を建てられますよ。」とか。色々な条件というのは、今は、各自治体が日本中のものがパソコンで収集できる。

そうすると、苫小牧の場合に、「苫小牧は、どうしてもこういうものは作れない。」ということも言っている、やはり他の自治体が、「これはこうやって作っているでしょう。だから、苫小牧も認めるべきではないでしょうか。」と。そういう具合にそれを出していくと、やはり、苫小牧市が「それは駄目だ、駄目だ。」と言っている、やっぱり、それは認可をしなければならぬ。そのような状態であることもやっぱり、事実である。

だから、手取り足取り、「次は、陳情をしなさい。」と言わなくても、苫小牧市には市会議員がいて、それらのことは、皆さん百も承知しているわけである。それから、色々な情報を得ようとした場合は、各所で、我々が市の情報を欲しいとなった場合は、自分達で申請して情報公

開請求ができる。そういうこともできる時代になっているのが事実である。我々は、手取り足取り指導して、「それ、市民の自治推進だから。」と言って、この会議において議会以上のことを要求をしようとするのは、かなり無理があると思う。その辺の認識をお互いに持っていかなければ、時間だけを無駄に過ごすだけになるような気がする。

●福井委員 あくまでも市民自治を推進するという意味で、私も意見を言わせていただいた。議会制民主主義を否定する何ものではない。

●谷岡委員 はい。ですから、この会議は、やはり少なくともほどほどの会議のような気がするよ。ほどほどというのは、議会があって、その前には、先程も言ったように、苫小牧市が推進することに対して、議会が否決するのかなど。その前に、我々是我々の市民としての意見、市民の沢山の人間が反対をするようなものは、やっぱり、市の方でも次の選挙はおっかないわけだから、やはり、それについては慎重に判断するのだろうと思う。ものの考え方としては。

そういうことを前提に、我々は、やっぱりある程度信頼をしていかなければ、やはりこの会議自体が進んでいかないような気がする。そういうふうに思う。

●高野会長 その辺の話については、今後2年の任期があって、多分、年に2回、3回の会議の中で、どの水準まで求めていくのかということかと思う。この会議の中での委員の皆さんからの意見を求めなければならないのかなど。

ただ、全員がインターネットができるという環境でなく、そういう知識を持っているわけでもない。やはりその部分について、どこまで市民目線に立って、物事を進めるのか。それを行うためには、教育の機会でそういうのを学んでもらうという時間を設けなければならないのかもしれないというのが、前年度もその前の年度の委員の方からも意見としては出ていた。

今後、市に対して、市長に対して、「こういうふうにやった方が、今後、うまく進められるのではないか。」というのを含めて意見を提出するのかなどというのをこれから考えていかなければならないのかなどと思う。長い年月を重ねていけば、毎回、思う話であり、委員のメンバーも変わるので、意見をいただきながら、今後、どのように市民自治の進め方を考えていくのかを話し合っていきたい。

(6) その他

○事務局（中村） 昨年度、住民投票条例の検討を私的諮問機関の中で検討し、提言書をいただいた。今年度は条例制定に向けた動きがある見通しである。その中で、市民自治推進会議に市長から諮問し、答申を行うような業務が発生する可能性がある。

来年度については、自治基本条例の4年のに1度の見直しの年度になるため、そのような業務が発生してくるので、御了承いただきたい。